

令和4年度弘前市民中央広場冬季間利活用業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

市民中央広場は、弘前駅から土手町を経由して弘前公園へと向かうルート上にあり、広場の周辺には国の重要文化財に指定されている青森銀行記念館をはじめとした、景観資源となる歴史的建造物が数多く存在していることから、それらの利活用にも資するよう整備していますが、これまで立地条件を活かした利活用については十分とは言えない状況にあり、特に冬季間でのイベント等の開催は非常に少ない状況となっています。

そのため、本広場でなければ創出できない冬季間の空間づくりを、冬の弘前を彩るエレクトリカル・ファンタジーと弘前公園外堀の「冬に咲くさくらライトアップ事業」と連動して創出することにより、観光客ばかりでなく市民に対してもPRすることで、冬でも出歩きたくなるまちづくりを進め、他の集客施設や土手町・鍛冶町界限とを結びつけ、将来的な本広場の冬季間利活用を促進するためのきっかけづくりとなるイベントを実施するものです。

※別紙 「関連エリア・施設・ライトアップイベント資料」を参照のこと

(2) 業務名

令和4年度弘前市民中央広場冬季間利活用業務

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

2 契約上限額

3,080,000円(税込み)

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積比較において使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではありません。

※参考見積書の金額が、契約上限額を超過した場合は失格とします。

※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費のうち、契約金額は仕様書「4 業務内容」(2)のとおりであり、それ以外で必要となる経費は、飲食店からの出店料徴収、企業からの協賛金、ノベルティの売上等で賄うこととし、発注者は契約金額以外の費用を負担しません。

3 参加資格等

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 公示日現在から候補者特定の日まで弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、参加意思表明書提出の際に、次に掲げる書類の写しを提出するときは、このプロポーザルに限り参加できることとします。
 - ① 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）
 - ② 身分証明書（個人）
 - ③ 財務諸表等（法人及び個人）
 - ④ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税：本社が弘前市の場合は弘前市分、本社が弘前市以外の場合は本プロポーザルに参加する支社所在地分）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - ⑤ 個人にあつては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和4年11月1日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
また、提出時には別途電話により受信確認を行ってください。
提出先メールアドレス：toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp
確認先電話番号：0172-34-3219
- (3) 回答日：令和4年11月4日（金）【予定】
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

5 参加意思表明書の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 参加意思表明書（様式2） 原本1部
- ② 提案者概要（様式3） 原本1部
- ③ 業務実績調書（様式4） 原本1部、副本6本
※原本には社名を記載し、副本には社名や、社名のわかるロゴ等を一切記載しないください。
- ④ 弘前市競争入札参加資格者に未登録の者は、3. 参加資格(4)に係る書類
原本各1部

(2) 提出期限：令和4年11月9日（水）午後4時とする。

(3) 提出場所：弘前市役所都市整備部都市計画課

(4) 提出方法：

- ① 持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）
- ③ 郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(5) 参加資格の通知：参加資格審査の結果は、参加表明者にファックスで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式5） 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部
 - ア. 業務責任者調書（様式6）
 - イ. 再委託調書（様式7）※再委託する場合のみ
 - ウ. 工程表（様式8）
 - エ. 企画提案書（任意様式）
※仕様書の内容を踏まえながら作成してください。
 - オ. 収支予算書（様式9）
 - カ. 参考見積書及び積算根拠（様式10）
※本市委託料（契約上限額）以内で負担する部分と、それ以外の出展料、協賛金、ノベルティの売上等で賄う部分を区別してください。

(2) 提出期限：令和4年11月18日（金）午後4時とする。

(3) 提出場所：弘前市役所都市整備部都市計画課

(4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする。（土曜、

日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

実施日：令和4年11月24日（木）【予定】

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）等による審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、高い評価を得た提案者を選考します。プレゼンテーション等は参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施します。

(2) プレゼンテーション等審査（オンライン開催：zoomによる開催を予定）

注意事項：

- ① 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知します。
- ② プレゼンテーション等では、社名を名乗らないこととします。
- ③ 各参加者の時間は、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを10分以内とします。
- ④ プレゼンテーションを行う参加者は2名までとします。
- ⑤ プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等のみにて説明してください。当日の追加資料の配付は認めないこととします。
- ⑥ 基準点を100点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とします（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし）

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するとともに、弘前市ホームページにおいて応募者数及び契約候補者を公表します。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができます。

※提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみヒアリング等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知します。

※提案者が1者の場合についてもプレゼンテーション等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。

※審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低

い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定します。

8 審査基準及び配点

プロポーザルの審査は別表の審査基準に基づき審査します。

9 契約

候補者特定後、企画提案書をもとに随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

10 日程

公示	令和4年10月20日(木)
質問受付締切	令和4年11月1日(火) 午後5時まで
質問回答	令和4年11月4日(金) (予定)
参加意思表明書提出期限	令和4年11月9日(水)
参加資格結果通知	令和4年11月11日(金)
企画提案書等受付締切	令和4年11月18日(金) 午後4時まで
審査	令和4年11月24日(木)
結果通知	令和4年11月 下旬
契約締結	令和4年11月 下旬
業務開始	令和4年12月 月上旬

11 失格事項

プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとします。
 - ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。
 - ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

1.3 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市都市整備部都市計画課 担当：奈良

TEL 0172-34-3219（直通）

メールアドレス toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp